

# 中国の国有企業改革と国有資産管理

座 間 紘 一

## 1, 国有企業改革の2つの段階

中国の国有企業改革のこれまでの過程は大きくは2つの段階に分けることができる。

第1段階は中央集権的な行政的指令経済のもとでの国家計画の執行体としての「工場」からスタートして、経営自主権の拡大、さらに、経営請負制までの段階である。この段階では市場経済化は進んだとはいえ、国家所有に関していえば、近代的所有権あるいは財産権への置き換えはなされておらず、従って、国家の多様な現物資産の一般的価値範疇への置き換えが不十分で、基本的には委託人(請負に出す側)と代理人(請負人)の1対1の個別的关系であり、委託人、代理人双方の競争関係は限られ、その意味ではオープンな市場関係にはなっておらず、依然として現物的計画経済の枠から出ることはできなかった。

第2段階は「社会主義市場経済論」と「現代企業制度への転換」提起以後、言い換えると全面的市場経済への移行とその下で国有企業を近代的財産権に基礎をおく法人＝株式会社に転換する方針が提起されて以後である。この問題をめぐる認識と実践は次第に深まり、2000年代初頭に国有企業改革を国有資産管理改革と結合して進める新たな方式が一つの型をとるに至った。

## 2, 国有企業の位置と役割の変化

第2段階での大きな変化は国民経済における国有企業の位置と役割の低下である。

第1に、1990年代に入り、全面的市場化政策がとられたことによって、集団企業、私営企業、外資企業などが急激に勃興し、国有企業の相対的位置は低下し、多くの分野で非国有企業が国有企業に代替する条件が出てきた。

第2に、国内市場は1990年代半ばより買い手市場となり、構造的過剰が出現し始めた。国有企業はそれまでの改革にもかかわらず、計画経済体制期の遺産を引きずり、情勢の変化に立ち後れ、その経営パフォーマンスは悪化し、経済成長や景気、あるいは財政や金融の足を引っ張る存在になった。

第3に、1990年代前半より多国籍企業の中国進出が活発化し、WTOへの加盟と絡んで世界経済のグローバル化、情報化への対応、技術革新競争、市場競争の激化、特に国際的M&Aへの対応が重要な課題となった。WTO加盟は2つの面で国有企業改革の加速を要請した。1つは平等で公正な市場環境に対応する現代企業制度への転換であり、2つは多国籍企業との競争に勝ち抜ける組織、技術を持った企業の育成であり、それは主として大型企業、企業集団の育成の課題であっ

た。

### 3, 国有企業の戦略的再編と国有経済の戦略的調整の提起

こうした中で、中共第15回大会で社会主義初級段階の長期的方針が提起された。社会主義初級段階の国有経済理論モデルとは公有制を主体とし、多種所有制経済が共同発展する経済制度であると定式化された。即ち、国民経済の分布と構造では、国有経済は主導的地位を占める。主導的役割とはコントロール力に体现され、それは国有独資企業と国有持ち株支配と株式参加を通じて実現される。国有経済が国民経済の命脈に関する重要な業種と鍵になる領域で支配的な地位を占め、全社会経済の発展を支え、指導し、牽引し、国家のマクロコントロール目標実現の中で重要な作用を発揮する。国有経済は必要な数量を保持し、さらに分布の優位性と質の向上を図らなければならない。経済発展の段階の違いによって、その配置はしかるべく調整されなければならない。

### 4, 前提条件としての国有企業の「困難脱出」と国有経済の調整・国有企業の改組・国有企業の制度転換の統一的推進

上の課題を行う前提条件は国有企業が国民経済の成長の足かせになっている状況からの脱却であった。ここで国有企業改革制度刷新段階の「3年目標」が設定された。「3年目標」とは 大中型国有企業の赤字からの脱却 経営状況の好転、収益向上、 大中型中核国有企業で現代企業制度の初歩的建設 = 法人化、株式化、競争力を持った大型企業と企業集団の育成、 余剰労働力の流動化と再就業、

長期的赤字企業の淘汰である。即ち、「3年目標」は、国有経済の主導作用を発揮させることを前提とし、国有大中型企業は国民経済の支柱であるとし、それに国民経済の命脈に関する鍵の領域と重要な業種で支配的地位を占めさせ、国民経済構造の調整を行い、産業構造をグレードアップし、成長方式を転換することによって社会主義市場経済体制樹立のための基礎を据えたとした。2000年代に入り、「3年目標」の基本的実現を基礎に、国有経済の分布と構造の「戦略的調整」、国有企業の「戦略的転換」、国有企業の現代企業への制度転換の三者の有機的統合としての政策化が打ち出されることになる。

### 5, 国有企業改革についての認識上の進化

以下ではこの段階での認識上の進化について考えてみたい。

まず第1に、国有企業の制度転換については法人化と株式制の提起によって所有と経営の分離の完成形態としての株式所有権と法人財産権の分離へと進んだ。「政企分離」問題は理論的には決着がつき、株式を通じた資本の流動性が飛躍的に増大し、それを介した企業再編の可能性がこれまた大きく増大した。資本価値 = 株式価格が所有の規制者となり、増資や売買を通じて多種の所有主体が会社の所有に関わることになる。ここから「混合所有制」の多様な形態を探求する条件が開けた。

第2に、ここで、「混合所有」の意味は現物資産としての生産手段の所有主体が混合であることから資本の所有主体が混合であることになり、株式会社・有限会社などの株式所有を通じる多種の所有主体の

広範で多様な結合が可能になり、「公有経済」と「非公有経済」の支配と被支配関係が株式所有のシェアの問題になった。中国では国有株・集団所有株が多数を占めれば、公有経済と言うことになる。

第3に、法人化＝株式化による所有と経営の分離を前提として、所有者と経営者、債権者や従業員などを含む企業の利害関係者間の利害調整やバランス保持問題がインサイダーコントロールおよびコーポレートガバナンスの問題となった。

第4に、所有の対象が資本＝株式となり、資本の流動性が増大する前提として、近代的所有権や財産権が確立していなければならない。その上で、国有財産のあり方からみれば、営利的利用である国有株＝資本、その戦略的部門への異動や集中、あるいは年金基金やその他社会的共通手段としての公共施設としての利用も、いずれも国有資産の実現形態である。国有財産の所有主体、管理主体の明確化と、その社会経済目標にかなった公正で、効率的利用のあり方が俎上にあがることになる。ここで、国有資産管理の問題がきわめて重大なものとして出現することになる。

#### 6、国有企業改革の重点としての国有資産管理改革

今日、中央では国有資産監督管理委員会 - 国有企業の2段階、省市レベルでは国有資産管理委員会 - 国有資産管理会社 = 持株会社 - 企業3段階の国有資産管理運営機構の構築が進められようとしている。その任務は不規範な国有資産の「流失」に歯止めをかけ、国有資産の価値保全・価値増殖を図ること、さらに 国有資産の経営資産と非経営資産の統一的把握と相互転換を通じた国有資産の最適配

分と産業構造の高度化を図ることである。

以上過程は企業と市場経済の進化の過程をきわめて短期間に推し進めようとした過程、即ち、非共通的な現物使用価値的概念装置から、一般的共通価値的概念装置への転換とその育成のための段階的進化の過程であったとみることができる。

ところで、上の議論は近代財産権を基礎として国家所有も私的所有も一元的に取り扱う議論であるが、国有企業法体系の所有と会社法体系の所有とは異なる概念であり、同じ次元では取り扱えない。上の議論を推し進め、株式化した国有企業で株式市場での株式売買を通じた自由な所有権移転の原則を認めるならば、「社会主義」の「公有制を主体とする」建前は崩壊する。前者から後者への転換には大きな飛躍が必要である。中国が社会主義を掲げる限り、市場システムを育成する中で株式制を広範に取り入れつつも最後の要としての「公有制主体」原則は崩さないのではなかろうか。とすればそこでのコーポレートガバナンスも二元的原理に基づくものにならざるを得ないだろう。

(本稿は科学研究費補助金基盤研究(B)  
(2)「中国の国有企業改革に関する調査研究 所有制・グループ化及び企業統治を中心に」成果報告書の拙稿部分の要約である)